

## 授業公認欠席の取扱要項

(令和5年6月14日学長決裁)

(趣旨)

第1条 この要項は、島根大学（以下「本学」という。）の学生がやむを得ず授業（定期試験を含み、集中講義を除く。以下同じ。）に出席できない事由が発生した場合における公認欠席の取扱いについて、必要な事項を定める。

(公欠の定義)

第2条 この要項における公認欠席（以下「公欠」という。）とは、学生が、第3条第1項各号に掲げる事由によりやむを得ず授業を欠席することをいう。

(公欠の事由等)

第3条 公欠となる事由は、次の各号に掲げるところによる。

- 一 学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条に規定する感染症に罹患したことにより、医師の診断に基づき、学長により出席を停止された場合
- 二 親族が死亡した場合
- 三 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法第63号）の規定により裁判員又は裁判員候補者に選任された場合
- 四 その他やむを得ない事由があると認められる場合

2 前項各号による公欠の基準、期間及び手続等については、別表1のとおりとする。

(公欠の連絡)

第4条 前条第1項各号に掲げる事由が発生した学生（以下「該当学生」という。）は、別表1に定める手続等を行う。

2 前項により学生が別表1に定める手続等を行ったときは、該当学生が所属する学部又は研究科の長は、該当学生の公欠に関する情報を授業担当教員へ通知する。

(該当学生への配慮)

第5条 授業担当教員は、該当学生に対し、履修上不利とならないよう、該当学生が公欠とした回の授業に相当する学修を補わなければならない。

2 該当学生が、前項による学修を行ったときは、公欠とした回の授業を出席したものとみなす。

(公欠期間中の定期試験の取扱い)

第6条 公欠期間中の定期試験に関する追試験等の取扱いについては、追試験に関する取扱要項（平成16年4月1日制定）の規定を準用する。

(電子媒体による手続)

第7条 別表1による各様式の提出は、電子媒体により行うことができる。

2 別表1による手続等について、Microsoft Forms等のシステムを使用する場合には、別表1に定める各様式に関わらず、当該システムで作成したフォームによることができる。

(事務)

第8条 第4条に係る公欠に関する事務は、松江キャンパスにあつては松江地区学部等事務部学務課、出雲キャンパスにあつては医学部事務部学務課（以下「担当課」という。）において処理する。

2 前項以外の公欠に関する事務は、担当課及び教育・学生支援部学生支援課の協力を得て、教育・学生支援部教育企画課において処理する。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、この要項に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要項は、令和5年6月14日から実施する。

別表1 (第3条関係)

事由	基準	期間	手続等	
学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症に罹患したことにより、医師の診断に基づき、出席停止の措置を受けた場合(第3条第1項第1号)	学校保健安全法施行規則第18条に規定される感染症(別表2)に罹患し、医師の診断に基づき、出席停止の措置を受けた場合	学校保健安全法施行規則第19条に規定される出席停止の期間の基準(別表3)に従い、医師に治癒したと診断される期間まで	治癒後、速やかに「公欠届(感染症)」(別紙様式1)に医師の診断書等診断結果の分かるもの(コピー可)を添付し、担当課へ提出	
親族が死亡した場合(第3条第1項第2号)	葬儀、服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事等(以下「葬儀等」という。)のため授業に出席できなかった場合	親族に応じ次に掲げる日数(連続する暦日とし、葬儀等のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の期間	葬儀等後、速やかに「公欠届(忌引)」(別紙様式2)に会葬礼状等を添付し、担当課へ提出	
		配偶者		7日
		1親等の親族(父母・子)		
2親等の親族(祖父母, 兄弟姉妹等)	3日			
裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の規定により裁判員又は裁判員候補者に選任された場合(第3条第1項第3号)	裁判員候補者として、裁判所より呼び出され、裁判員選任手続の期日に出頭した場合	半日程度	出頭又は評議出席後、速やかに「公欠届(裁判員制度)」(別紙様式3)に裁判所からの呼出状、通知書等を添付し、担当課へ提出	
	裁判員として選任され、出頭すべき公判期日又は公判準備に出頭した場合及び評議に出席した場合	出頭又は出席すべき日数		
その他やむを得ない事由があると認められる場合(第3条第1項第4号)	犯罪行為、天災等に基づく被害を受けたことにより、授業への出席が困難となった場合	本学が必要と認める期間	事由発生後、速やかに「公欠届(その他)」(別紙様式4)に通学できない事由の証明等を添付し、担当課へ提出	

別表2（別表1関係）

学校保健安全法施行規則第18条に規定される感染症

種類	病名
第1種	エボラ出血熱，クリミア・コンゴ出血熱，痘そう，南米出血熱，ペスト，マールブルグ病，ラッサ熱，急性灰白髄炎，ジフテリア，重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。），中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ，新型インフルエンザ等感染症，指定感染症，新感染症
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ，新型インフルエンザ等感染症を除く。），百日咳，麻しん，流行性耳下腺炎，風しん，水痘，咽頭結膜熱，新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に，中華人民共和国から世界保健機関に対して，人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。別表3において同じ。），結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	コレラ，細菌性赤痢，腸管出血性大腸菌感染症，腸チフス，パラチフス，流行性角結膜炎，急性出血性結膜炎その他の感染症（※）

※ 「その他の感染症」とは，本学において大規模な流行の兆しがあると判断した感染症とする。本学において大規模な流行の兆しがある感染症については，医学部附属病院長，松江保健管理センター長及び出雲保健管理センター長の意見に基づき，学長が決定し，周知する。

別表3（別表1関係）

学校保健安全法施行規則第19条に規定される出席停止の期間の基準

種 類	出席停止の期間の基準	
第1種	第1種の感染症に罹患した者については、治癒するまで。	
第2種	第2種の感染症に罹患した者については、次に掲げる期間。ただし、病状により医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。	
	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	風疹	発疹が消失するまで。
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで。
	第3種	第3種の感染症に罹患した者については、病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで。